

京都市上下水道局告示第33号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年8月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

(1) 廃止届出業者名

京都市山科区西野山射庭ノ上町67-80

近代設備

代表者 阿知波 武志

(2) 廃止年月日

平成26年7月24日

2 廃止届出業者名等

(1) 廃止届出業者名

京都府綴喜郡井手町多賀新造21-1-A

小藪設備

代表者 小藪 智孝

(2) 廃止年月日

平成26年7月24日

(上下水道局水道部給水課)